

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.4

June 2008



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

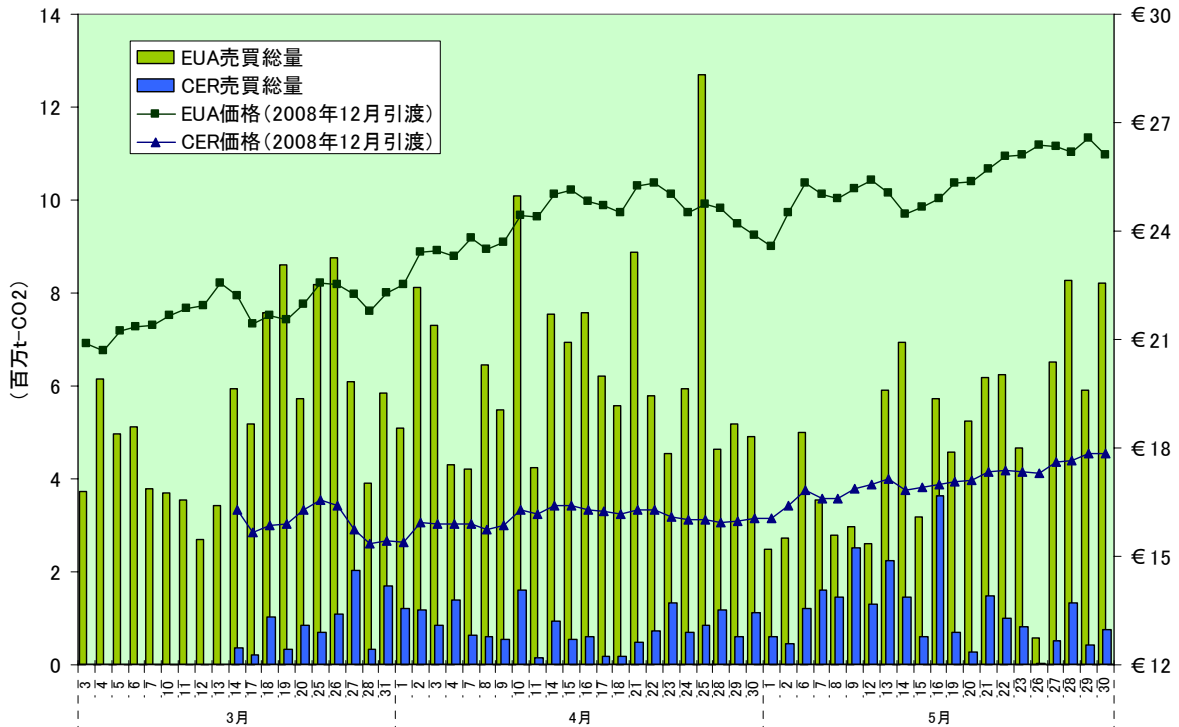
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
 2. News & Topic p4
 3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5
川島織物セルコン「カーボンオフセットの取り組み」について
 4. 寄稿② ～JRI's EYE～ p6
CDM 理事会における案件審査の推移(前編)
- < Information > p7

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2008年12月引渡)とは、2008年中にEUAが各企業へ配 出典：ECX公表データからJRI作成

分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。

*CER 価格(2008年12月引渡)とは、2008年末に現物の企業間移動が
為されるCERの価格である。

2008年5月のEUにおけるEUA価格は、23.5ユーロから26.5ユーロの間で推移した。先月よりも1~2ユーロの価格上昇となっており、先月から引き続き、EUA価格の上昇傾向が続く事になった。一方、CER価格は、16ユーロから17.8ユーロの間で推移した。

EUA・CER価格が上昇している要因としては、国連機関が2008~2012年におけるCER供給量について、CDM理事会における審査の遅れや第三者認証機関の不足から発行量が減少し、16億t-CO2程度になるとのレポートを発表したことや米国議会にて審議されている米国内排出権取引制度について、CERが利用可能になる修正が為された事を受けて、中期的にCERの需給が引き締まるとの見方が広まった事が挙げられる。この他にも原油価格の高騰も要因として働いており、複合的な要因により価格が上昇していると推測されている。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。

2. News & Topic

① 地球温暖化問題に関する懇談会が政策提言原案をとりまとめ(2008/5/26)

官邸が主導して開催している「地球温暖化問題に関する懇談会」が、政策提言の原案をとりまとめた。原案では、「温室効果ガス排出量を 2050 年までに 60～80%削減することを表明すべき」としている一方で、国内排出権取引制度については導入の是非については言及しなかった。これより前に示された環境省・経済産業省の国内排出権取引制度に関する報告書では、導入の前提や制度設計において環境省と経済産業省の間で多くの乖離があり、懇談会の結論が注目されていた。

今回の原案では、国内排出権取引制度を強く推進する姿勢が示されなかったことから、日本における導入については、政治的な判断が無ければ、当面は無いと考えられた。

② G8 環境相会合が閉幕(2008/5/26)

2008/5/24～26 の日程で洞爺湖サミットの前哨戦となる G8 環境相会合が、神戸にて開催された。昨年末に開催された COP13 以降、2012 年以降の枠組みについて議論がされているが、日本・EU・米・中・印・その他の途上国のそれぞれがそれぞれの主張を繰り返す状態が続いており、小さな歩み寄りはあるものの、2009 年末のタイムリミットに向けて時間だけが過ぎていく状態となっている。G8 環境相会合においても特段の大きな進展はなく、小さな歩み寄りがいくつか見られた程度に終わった。

米国大統領が変わる 2009 年 1 月以降が、本当の交渉開始と見ている専門家もあり、2008 年には重要な決定がされない可能性がある。2009 年以降に 2012 年以降の枠組みが決まっていくなれば、日本にも僅かではあるが時間が残されているとも考えられ、この半年間に日本が次期枠組みに関する議論の主導権を握るための方策を考え、実施していく必要がある。

③ カーボンフットプリント研究会による商品 CO2 排出量表示制度の検討(2008/5/8)

経済産業省は、「カーボンフットプリント研究会」を立ち上げ、イオン・セブン&アイ・西友・ユニー・生協等と協力して、商品における CO2 排出量表示制度の検討を始める事になった。カーボンフットプリントとは、商品を作り・届けるために排出された CO2 量であり、この算定・表示制度を検討する事は、消費者が CO2 排出量の少ない製品を認知・選択出来るようにするためのインフラづくりと言えるカーボンフットプリントの検討は、英国で進んでおり、政府系企業のカーボントラスト社が基準を作り、CO2 排出量を測定・認証している。

日本においては、カーボンオフセットが徐々に広まりつつある段階であり、消費者の意識はカーボンフットプリントまで及んでいない。しかし、商品選択の一つの基準としてカーボンフットプリントが定着する社会に向けて動き出した事は事実であり、企業の戦略にも影響を及ぼす出来事と言える。

3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～

川島織物セルコン「カーボンオフセットの取り組み」について

株式会社川島織物セルコン

川島織物セルコングループは、ISO14001 認証取得以来、会社を上げて環境問題に取り組んでまいりました。特に、タイルカーペットの分野では、同業他社に先駆け、いち早くエコマークを取得し、エコリーフ認証^{※1} も受けました。また、裏材の主原料である塩ビの循環型リサイクルにも取り組み、三井住友銀行の全国店舗にもご採用いただいております。

昨年夏、この環境対応商品をアップグレードすべく、カーボンオフセット企画を発案しました。オフセットの方法に関しては、植林、NGO への寄付等色々な選択肢がありましたが、京都議定書が締結された京都本社の子会社として、国連認証の排出権を取得し、これを日本政府に寄付することによっての貢献が最適であると判断し、ご縁あって三井住友銀行と全面的に取り組むことと決定しました。

プログラム自体は、循環型リサイクルにより再生塩ビを使用することによる CO2 削減 11%に加え、排出権によりこれを 39%補い、CO2 の排出量を半減させるというものです。排出権購入契約とプレスリリースを 3 月末に実行し、まさに京都議定書の対象期間が始まる 2008 年 4 月 1 日という絶好のタイミングで発売することができました。既に約 2 カ月が経過しましたが、業界初の企画でもあり反響は大きく、タイルカーペットの成約は倍増しております。

7 月には、北海道洞爺湖サミットの時期に合わせ、カーボンオフセット商品の展示会を東京・大阪・名古屋・福岡にて開催予定です。この展示会開催自体で排出される CO2 を LCA 評価^{※2} し、応分の排出権を寄付することにより“カーボンオフセット展示会”とし、企業の社会的責任を果たしながら、環境企業として更に進化して行く所存です。

※1 エコリーフとは、製品の製造・使用・廃棄の全段階における環境負荷が定量的に分かる環境ラベルで、社団法人産業環境管理協会により運用されています。

※2 ライフサイクルアセスメント（LCA）とは、製品・サービスの資源採取から製造、組立、物流、使用、破棄、リサイクルに至るライフサイクルステージを通して環境影響を分析、評価する事。



4. 寄稿② ～JRI's EYE～

CDM 理事会における案件審査の推移 (前編) 日本総合研究所 研究員 佐々木努

CDM プロジェクトは、第三者機関 (DOE) と CDM 理事会とにより厳格にその内容を審査される。本稿では CDM の全体プロセスのうち、CDM 理事会が案件の登録の是非を審査するプロセスを対象としてその審査状況を概説し、排出権への理解を深める一助としたい。

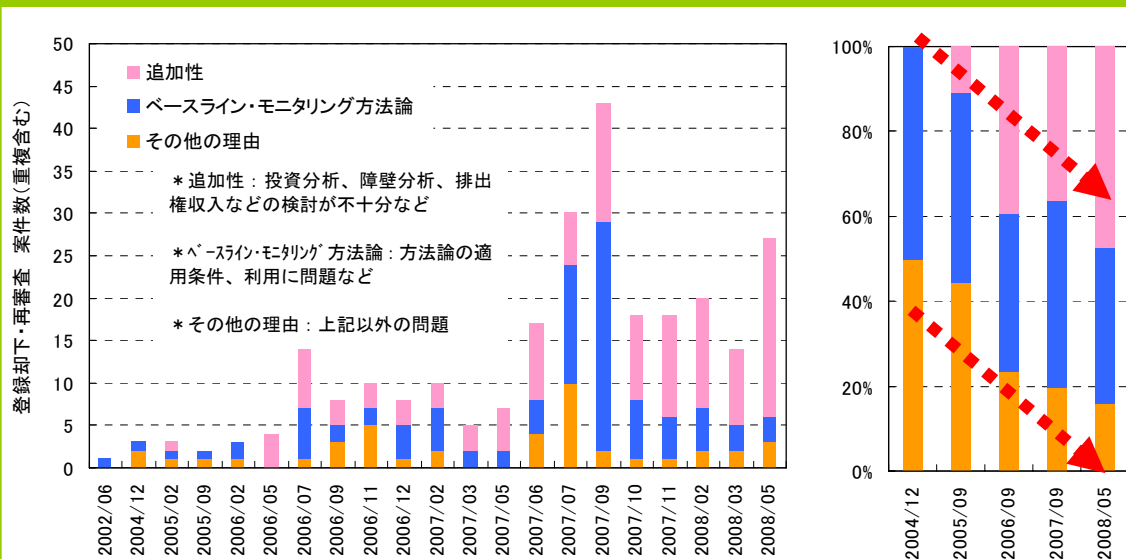
排出権 (=CER) を得るためには、まず CDM 理事会の審査を通過しなければならない。プロジェクト実施者は、定められた方法論 (=温室効果ガスを減らす理屈。これも CDM 理事会の承認を得たもののみが利用できる。) を用いて、定められた様式的设计書 (=PDD) を作成する。この PDD の中に、①どのような方法で排出削減を行い、②削減量をどのように計測し、③なぜ CDM プロジェクトとして申請するのか、といったことを記載する。これを基に、CDM 理事会では審査を行うのだ。

もちろん、全ての案件が審査を通過できるわけではない。下図に、CDM 理事会において登録が却下もしくは再審査の要求がなされた案件数を、その理由別にまとめた。左側のように却下・再審査の総数は、CDM プロジェクトの開発が進むにつれて多くなってきており、2007年6月以降は CDM 理事会が開催されるごとに 20~30 件の案件が却下・再審査の判断を受けている。却下された場合には CDM 事業化の道は無くなり、それまでに投入した費用は無駄になる。一方、右側は却下・再審査の理由の内訳を示したものである。ここでは、当該年までの累積件数を用いて割合を算出している。これより、「その他の理由」の割合が低くなり、その分「追加性」の割合が大きくなっていることが分かる。

次稿ではこの理由を考えることで、「排出権は温暖化防止の役に立っているのか」という問いに対して考察を加えてみたい。

CDM 理事会による案件登録却下・再審査の状況

左：却下・再審査件数の推移 右：却下・再審査の理由の割合 (累積件数ベース)



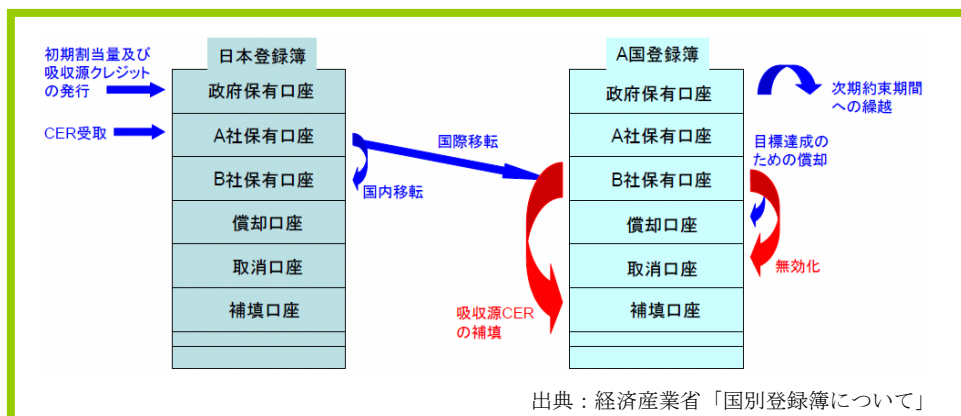
出典：IGES 資料 (CDM 再審査・却下プロジェクトデータベース、2008年5月21日) より日本総研作成

< Information >

国別登録簿に割当量の管理口座を開設する方法について

三井住友銀行が国別登録簿に割当量の管理口座を開設する方法について、ご説明する必要は本来ないかもしれませんが、排出権を購入することを決められたお客様より、「排出権を買うのは決めたけれど、次はどうすればよいのでしょうか？」というご質問が非常に多いので、今回は僭越ながら、その概要についてご説明をさせていただきます。

国別登録簿とは、京都議定書に基づく排出権である京都クレジットを管理するデータベースを指しており、日本では、国別登録簿システム (<http://www.registry.go.jp/>) としてインターネットでアクセスできるようになっています。「口座」という名前がついているように、海外から移転されてきた京都クレジットの受取や、京都クレジットの国内移転、実際に京都クレジットを使用した場合には、償却口座に移転し、クレジットを償却する等、銀行のATMネットワークに類似したシステムになっています。



各企業が京都クレジットを保有・管理するためには、この管理口座を開設しなければなりません。開設する方法は、国別登録簿システムにある管理口座の開設に関する申請書に、管理口座を開設する内国法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地（それぞれの英語表記を含む）、電話番号、国際電話番号、ファクシミリ番号及び国際ファクシミリ番号、割当量の管理を行う部署の名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス（電子メールアドレスは個人が特定されることのないアドレス）を記載の上、添付書類として、法人の定款、登記事項証明書、印鑑証明書を国に提出します。また、開設する手数料は 20,900 円となっており、開設にかかる標準処理期間は、目安として、電子申請の場合は 15 日、書面による申請の場合は 30 日となっています。

詳しくは、国別登録簿システムにある国別登録簿の申請手続に関する手順書（口座保有者用）をご覧ください。排出権を用いたプロジェクトの円滑な運営を希望される場合には、速やかにこの管理口座を開設することをお勧めいたします。

(了)

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。